

～おくやみ手続き一覧～

※一括: おくやみ手続き案内窓口にてワンストップで対応できるものです。
※お早めに手続きをお願いします。

番号	一括	手続きの種類	お持ちになるもの、お知らせ等	取扱窓口	担当課
1	○	印鑑登録証の返却	亡くなった方の印鑑登録証	・市民課(1F 61～69番) ・市民センター	市民課 Tel; 220-2241 Fax; 224-2163
2	○	水道・下水道の休止または名義変更 ※電話・オンラインでも手続き可		企業局料金窓口 (1F 79番)	お客さまサービス課 企業局コールセンター Tel; 0120-328-117 Fax; 220-2693
3	○	介護保険の返却 ・65歳以上の方 ・40歳から64歳までの要介護認定を受けている方	・介護保険証 ・送付先変更届(介護保険課からの郵便物を本人の住所地以外に郵送を希望される場合)	・介護保険課(1F 87番) ・福祉と健康の総合窓口(1F 81～86番) ・各福祉健康センター ・各市民センター	介護保険課 Tel; 220-2264 Fax; 220-2559
4	○	身体障害者手帳の返却 療育手帳の返却 障害者手帳(精神)の返却	・お持ちの各種手帳 ・届出人の本人確認書類 ※「返還届」が必要です。	・福祉と健康の総合窓口(1F 81～86番) ・各福祉健康センター ・各市民センター (障害者手帳のみ受付)	障害福祉課 Tel; 220-2289 Fax; 232-0294
5	×	その他障害のサービスを受けている方	直接、担当課にお問い合わせください。		
6	○	国民健康保険証の返却(加入者) 後期高齢者医療証の返却(加入者) 各葬祭費の申請 ※マイナポータルでも申請可	喪主の方に葬祭費が支給されます。 ・会葬礼状、火葬許可証等 ・喪主の認印 ・喪主の口座のわかるもの(通帳等) ・喪主または来庁者の本人確認書類	・保険年金課(2F 12番) ・各市民センター	保険年金課(保険) Tel; 220-2257 Fax; 232-5644
7	×	国民年金(加入者) ・死亡一時金等の請求	一定の条件を満たす場合、請求可。 直接、担当課にお問い合わせください。	保険年金課(2F 72番)	保険年金課(年金) Tel; 220-2295 Fax; 220-2776
8	×	国民年金(受給者) ・未支給年金等の請求	直接、担当課にお問い合わせください。	注)厚生年金については、勤務先もしくは管轄の年金事務所にお尋ねください。	
9	×	原動機付自転車(125cc以下)、 農耕用車両(緑色ナンバー)の廃車	・ナンバープレート、標識交付証明書(あれば) ・届出者の本人確認書類 ・戸籍謄本等(死亡日と、亡くなった方と届出人の相続関係が確認できるもの) ※名義変更は担当課にお問い合わせください。	・税の証明・バイクの受付窓口(2F 221,222番) ・各市民センター (廃車のみ)	税務課 (軽自動車税担当) Tel; 220-2147 (口座振替担当) Tel; 220-2148 Fax; 220-2154
10	×	市税の振替口座を変更	変更手続きが必要な場合があります。 直接、担当課にお問い合わせください。	税務課(2F 201～203番)	
11	○	固定資産現所有者申告書 (代表相続人指定届) ※オンラインでも手続き可	・来庁される方の本人確認書類 ・法定相続人でない方が遺言書により代表相続人になる場合は遺言書(写し可)	資産税課(2F 231,232番)	資産税課 Tel; 220-2151 Fax; 220-2182
12	×	児童手当の受給者変更等	・新しく受給者となる方の加入保険がわかるもの(保険証、資格確認書等) ・現在支給対象となっている児童、新しく受給者となる方それぞれの口座がわかるもの(通帳等) ・新しく受給者となる方の本人確認書類		
13	×	児童扶養手当の受給申請(新規)	・マイナンバーがわかるもの(申請者、子ども、扶養義務者それぞれの分) ・年金手帳または基礎年金番号通知書 ・申請者、子どもの加入保険がわかるもの(保険証、資格確認書等) ・申請者の口座がわかるもの(通帳等) ・申請者の本人確認書類	子育て支援課(2F 281番)	子育て支援課 Tel; 220-2285 Fax; 220-2360
14	×	児童扶養手当の受給者変更等	・児童扶養手当証書 ・対象児童名義の口座がわかるもの(通帳等)		
15	×	ひとり親家庭等医療費助成の申請	※新規の場合 子育て支援課までお問い合わせください。		健康政策課 Tel; 220-2233 Fax; 220-2231
16	○	子ども医療証の変更届等	・子ども医療証 ・加入保険がわかるもの(変更がある場合) ・保護者の印鑑(認め印可) ・保護者の口座がわかるもの(通帳等)	福祉と健康の総合窓口 (1F 81～86番)	健康政策課 Tel; 220-2233 Fax; 220-2231
17	×	空き家に関する相談	直接、担当課にお問い合わせください。	建築指導課 空き家活用室(3F)	建築指導課 Tel; 220-2136 Fax; 220-2134
18	×	市営住宅に関する手続き	直接、担当課にお問い合わせください。	住宅政策課(4F)	住宅政策課 Tel; 220-2333 Fax; 261-3366
19	×	市営墓地に関する手続き	直接、担当課にお問い合わせください。	市民課 生活衛生室(1F 31番)	市民課 生活衛生室 Tel; 220-2228 FAX; 224-2163

おくやみ手続きが便利になりました。

①「おくやみ手続きガイド」をご活用ください。

ご自宅等でスマートフォンやパソコンからシステム内の設問に答えるだけで必要な手続きをご確認いただくことができます。また、手続き一覧は印刷することもできます。

「おくやみ手続きガイド」はこちら →
または、ホームページ

金沢市役所 おくやみ

検索



②来庁予約ができます。

◆ネット予約

金沢市ホームページの電子申請サービスから来庁予約ができます。

「来庁予約」はこちら →
または、ホームページ

金沢市役所 おくやみ

検索



◆電話予約

予約専用ダイヤル：076-220-2347

受付時間：午前9時00分～午後5時00分まで

(土・日・祝・年末年始を除く)

予約制

◆予約について

※来庁予約は来庁日の2開庁日前まで予約できます。

※予約は、各時間帯2組まで、1日6組（先着順）です。



時間帯 ①午前10時～午前11時00分／②午前11時30分～午前12時30分
③午後2時30分～午後3時30分

※予約時におくやみ手続きガイドを利用されていない場合は、必要な手続きの聞き取りをさせていただきますので、時間に余裕を持ってお電話ください。

(裏面あり)